

交通安全かわら版

令和4年6月
茨城県警察本部交通総務課
NO.21

～夏の交通事故防止県民運動の実施～

夏の交通事故防止県民運動

期間 7月20日(水)～7月31日(日)

スローガン わすれない ルールと注意と ヘルメット

運動の重点 1 歩行者(特に子供と高齢者)の保護

- 横断歩道は歩行者優先、横断歩道の手前では減速し、歩行者がいる場合は停止して道をゆづるなど、歩行者の保護を意識した運転をしましょう。
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断などに備え、十分にスピードを落としたり、安全な間隔をあけるなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 歩行者が道路を横断するときは、手を上げて横断する意思を示し、止まってくれたドライバーに対しては、会釈して感謝の意を伝えるなど、道路利用者全員が、思いやり、ゆずり合いの心を持ちましょう。



運動の重点 2 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 妨害運転や飲酒運転は悪質な犯罪です。また、スピードの出し過ぎ、信号無視などの危険運転は重大事故に直結します。
- 令和3年中、茨城県の飲酒運転による死者数は全国ワースト1位。夏は飲酒の機会も増えますが、飲酒運転は、絶対に禁止です。



運動の重点 3 自転車の安全利用の推進

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 自転車を運転中、傘さしやスマートフォンなどを手にして使用(通話、操作、画面注視)することは禁止です。
※5万円以下の罰金(茨城県道路交通法施行細則)
- 茨城県内の自転車の死傷者数のうち、約7割が交差点で発生しています(令和3年中)。
交差点では、必ず止まって、左右の安全を確かめましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

夏は暑さに加え行楽による疲労が原因となる交通事故、飲酒運転や無謀運転による交通事故の発生が懸念されます。

県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。